

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

厚生年金関係 10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から12年10月1日まで

ねんきん特別便をみると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間については、給料を20万円もらっていたのに、標準報酬月額はいずれも15万円となっているので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間における標準報酬月額は15万円であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間の給料支払明細書から、20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（1万7,350円）を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、申立期間に係る標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成9年1月から12年9月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年3月から同年9月までは56万円、同年10月は53万円、同年11月から16年6月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から16年7月31日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成15年3月から16年6月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年3月、同年4月、同年6月から同年9月までの期間、同年11月から16年2月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間は56万円とすることが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から、平成15年10月は53万円とすることが妥当である。

一方、平成15年5月及び16年3月については、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、

「社会保険料の控除額は、15年3月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況及びBから提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（52,368円）を踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（56万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年3月から16年5月までは30万円、同年6月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から16年7月31日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成15年3月から16年6月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年4月は30万円、同年6月は32万円とすることが妥当である。

一方、平成15年3月から16年3月までの期間及び同年5月については、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15年3月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況及びBか

ら提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（21,998 円）を踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（30 万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの期間は 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 7 月 31 日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 16 年 6 月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、53 万円とすることが妥当である。

また、平成 15 年 3 月から 16 年 5 月までについては、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15 年 3 月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況及びBから提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（48,967 円）を

踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（53 万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年3月は24万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月から16年5月までは24万円、同年6月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年3月1日から16年7月31日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成15年3月から16年6月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年3月、同年6月、同年9月及び同年12月から16年2月までの期間は24万円、同年6月は22万円とすることが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から、平成15年4月及び同年5月は20万円、同年7月、同年8月及び同年11月は22万円とするこ

とが妥当である。

一方、平成 15 年 10 月及び 16 年 3 月から同年 5 月までの期間については、給料明細書は無いものの、A 社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15 年 3 月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況及び B から提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（15,464 円）を踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（24 万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの期間は 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 7 月 31 日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 16 年 6 月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

また、平成 15 年 3 月から 16 年 5 月までについては、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15 年 3 月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況及びBから提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（35,365 円）を

踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（41 万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年3月から同年6月までは32万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から16年6月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から16年7月31日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成15年3月から16年6月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年6月は32万円とすることが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から、平成15年7月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

一方、平成15年3月から同年6月までの期間及び同年9月から16年5月までの期間については、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15年3月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）へ

の届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況及びBから提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（24,176円）を踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（32万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの期間は 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 7 月 31 日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 16 年 6 月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

また、平成 15 年 3 月から 16 年 5 月までについては、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15 年 3 月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況を踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（32 万円）に相当する厚生年金保険料が控

除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年3月から16年5月までは36万円、同年6月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から16年7月31日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成15年3月から16年6月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成16年6月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

また、平成15年3月から16年5月までについては、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15年3月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答している上、同僚の厚生年金保険料の控除の状況及びBから提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（28,532円）を

踏まえると、当該期間においても随時改定前の標準報酬月額（36 万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの期間は 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 7 月 31 日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 15 年 12 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、38 万円とすることが妥当である。

一方、平成 15 年 3 月から同年 11 月までについては、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15 年 3 月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答しており、当該期間の給料明細書がある同僚については随時改定前の標準報酬

月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、Bから提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（31,965 円）から判断すると、申立人については、給料明細書がある 15 年 12 月から 16 年 6 月までと同額の 38 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 奈良厚生年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成 15 年 3 月から 16 年 5 月までは 47 万円、同年 6 月は 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 7 月 31 日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 3 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 16 年 6 月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

また、平成 15 年 3 月から 16 年 5 月までについては、給料明細書は無いものの、A社から会計処理及び社会保険関係の届出を委託されていた会計事務所は、「社会保険料の控除額は、15 年 3 月の随時改定前の標準報酬月額で計算し、社会保険事務所（当時）への届出額を厚生年金保険料として、残りの差額を保険積立として控除するように会社より指示があった。」旨を回答しており、当該期間の給料明細書がある同僚 5 人のうち 4 人については随時改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認で

きるが、Bから提出された保険積立に関する資料に記載されている申立人に係る保険積立月額（40,510円）から判断すると、申立人については、47万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 21 日から 47 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 47 年 4 月 15 日から 50 年 8 月 31 日まで

A社とB社での勤務期間の厚生年金保険について、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、B社を退職した際にお金を受け取った覚えが無い。また、夫が社会保険事務所（当時）へ行った際に、「脱退せずに残しておいた方がよい。」と職員から言われたことを記憶しており、脱退手当金を受給していないはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名が記載され、住所欄には請求時点の申立人の住所地が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、請求時点の申立人の住所地に近い金融機関での隔地払い（通知払い）となっていることが確認できる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年12月1日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 11 日から 36 年 5 月 15 日まで  
② 昭和 37 年のうち 10 か月程度

A社を退職した後、脱退手当金を受給したとされているが、その当時、私は、脱退手当金制度のことを知らなかったため受け取っていない。

また、昭和 37 年の 1 年間のうち、10 か月間ほど、B社に勤務したが、厚生年金保険被保険者として記録されていないので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和 40 年 11 月 19 日に支給決定されているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票が同年 8 月 23 日に氏名変更されていることが確認できることから、この変更は脱退手当金の請求に併せて行われたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入は資格喪失日から 18 年後であり、申立期間当時、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立



期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社の所在地及び業務内容を具体的かつ詳細に記憶しており、同僚の氏名についても記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、また、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、当該事業所は、申立人が記憶する従業員数からみて、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 5 日まで  
② 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 5 月 2 日まで

昭和 30 年 3 月に中学を卒業し、集団就職で A 社に正社員として入社し、住み込みで勤務した。

A 社を退職した後、1 週間後には先輩の紹介で B 社に入社し、同じく住み込みで勤務した。

両事業所とも、最初の 9 か月間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は中学を卒業した昭和 30 年 4 月に集団就職で A 社に入社したと主張しているところ、同社の当時の事業主の妻は、申立人を記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の妻は、「申立期間当時、入社時に試用期間を設けていた。」と述べており、同僚も、「集団就職で地方から出て来た者については、住み込み生活と会社に慣れるかどうか、しばらく様子を見ていたと思う。」と述べている。

また、申立人と同様に中学卒業後、集団就職により同社に入社した同僚は、「入社時は見習いであり、入社と同時に正社員になったのではない。」と証言しており、同僚の厚生年金保険の記録を確認したところ、自身の記憶する入社日より後に厚生年金保険の資格を取得している者が複数見受けられ、そのうち 1 人は、自身が入社したとする時期から 1 年後に資格を取得していたことが確認できることから、当該事業所は必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

申立期間②について、申立人はA社を退職して間もない昭和31年8月1日にB社に入社したと主張しているが、複数の同僚に照会しても申立人の入社時期及び在籍期間について具体的な証言が得られなかった。

また、申立人と同様に住み込みで勤務していた同僚は、「私は、入社当初は臨時工で、正社員ではなかった。」と述べており、同僚の厚生年金保険の記録を確認したところ、自身の記憶する入社日より3か月ないし2年後に厚生年金保険の資格を取得している者が確認できることから、当該事業所は必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月30日ごろから20年9月1日まで  
中学校を卒業し、A社に勤務した。A社工場の職場環境に馴染めず、A社に退職を申し出たが許可されなかったため、無断欠勤をして、他の事業所に勤務した。

しかし、昭和19年9月末ごろにA社に再入社することになり、20年8月にA社が解散するまで継続して勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の業務内容に係る具体的な記憶から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社で昭和20年8月まで一緒に勤務していたと申立人が名前を挙げた、同じ中学校出身の同僚に係るA社における厚生年金保険の記録をみると、昭和19年6月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、いずれも資格取得日が昭和19年3月15日、資格喪失日が同年7月1日となっており、オンライン記録とも一致している。

さらに、A社を後継した会社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 26 日から同年 8 月 1 日まで  
昭和 47 年 3 月から 48 年 12 月まで、A 社（現在は、B 社）の社員として、C 社 D 工場又は同社 E 工場の食堂で勤務していた。申立期間は、同社 E 工場に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月に A 社に入社後、48 年 12 月まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、申立期間の記録は確認できない。

また、事業所に当該申立てについて照会したが、申立期間当時の資料等は保存されておらず、既に当時の事情が分かる者もないため、申立てに係る状況を確認することはできなかった。

さらに、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者であった者に照会を行ったが、申立てに係る関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月ごろから 32 年 1 月ごろまで  
② 昭和 34 年 2 月ごろから 35 年 2 月ごろまで

A市にあったB社に、昭和 31 年 8 月ごろから 32 年 1 月ごろまで間の数か月間勤務した。

また、昭和 34 年 2 月ごろから 35 年 2 月ごろまでのうちの半年間、C市D区にあったE社（現在は、F社）に勤務した。

申立期間①及び②ともに、給料や厚生年金保険の具体的な記憶は無いが、勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、業務内容を具体的に記憶しており、事業主及び同僚の氏名も記憶していることから、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は平成5年に解散しており、元事業主は、「保管している書類の中に申立人に係る記録は確認できない。申立期間当時の事業主は死亡しており、社会保険事務を行っていた当時の事業主の妻には申立人の記憶は無い。」と述べている。

また、申立期間当時の同社工場の責任者は、「申立人がどのような仕事をしていたか、いつごろ勤務していたのか記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、業務内容を具体的に記憶しており、E社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の後継企業であるF社の事業主は、「従業員名簿に申立人の氏名は見当たらず、在籍していたかどうかの確認はできない。」と述べている。

また、申立人が作業をしていたとする作業場において、申立期間に働いていた同僚からも、申立人の勤務状況についての証言は得られず、申立人が同社に勤務していた期間及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた者にも同社に係る厚生年金保険の記録は確認できない。

加えて、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 777

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 9 月 1 日から 4 年 2 月 3 日まで  
② 平成 4 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険と雇用保険が完備の求人だったので、公共職業安定所の紹介により、平成 3 年 9 月から約 1 年間、A 社に勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成 3 年 9 月から A 社に勤務していたとしているが、A 社は 15 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に申立人の入社日及び厚生年金保険の加入状況を確認できない上、同僚からも申立人の勤務実態等の証言を得ることができない。

また、申立人の A 社における雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同じ平成 4 年 2 月 3 日となっていることが確認できる上、申立人が所持している年金手帳の「初めて厚生年金保険の被保険者となった日」も 4 年 2 月 3 日と記載されている。

さらに、申立人と資格取得日が近い複数の同僚が、A 社では試用期間が無く、自分の厚生年金保険の被保険者記録は正しいと証言している。

これらのことから、A 社では入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえるとともに、申立人の入社時期も厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同時期であったと考えられる。

申立期間②について、申立人の A 社における雇用保険の離職日は平成 4 年 9 月 25 日となっていることが確認できる上、事業主及び同僚から、申立人の A 社における勤務実態等の証言を得ることができない。

また、申立人は、平成 4 年 10 月 8 日に、申立期間②を含む同年 9 月から 5



年3月までの国民年金保険料に係る全額免除の申請手続きを行っていることから、申立期間②については、厚生年金保険ではなく国民年金の加入期間と認識していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月27日から同年9月1日まで

私は、申立期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるにもかかわらず、この期間について、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録における離職日は昭和58年2月28日であり、厚生年金保険の資格喪失日とほぼ同時期である上、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった複数の同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる証言等を得ることができない。

また、A社において社会保険手続を担当していた同僚は、「申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料の控除を行っていない。」と回答している。

さらに、B社会保険事務所（当時）からA社に通知された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和58年2月27日に被保険者資格を喪失しており、同年3月7日には健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 8 年ごろまで

私は、A社の社長の親の紹介により、平成2年4月に入社した。同社で勤務していた証拠書類として、当時の事業主の名刺を提出する。当時の給与明細書等は、すべて離婚した妻に渡しているので手元に無く、今さら聞くこともできない。

現在、私の生活状況は著しく困窮しており、このままでは生活していくことができない。このような私の生活状況をどうか理解していただき、数年でも良いから同社での年金記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容を具体的かつ詳細に記憶しており、事業主や他の役員の氏名についても正確に記憶している上、同社の事業主の名刺を提出していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本におけるA社の当時の役員の連絡先は不明であり、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、当該登記簿謄本で確認できる事業所は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立事業所と同一名称であるA社7社中5社については、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、申立期間の全部又は一部において、適用事業所として確認できる2社については、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記

憶が無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 57 年 8 月 1 日に入社し、60 年 8 月 31 日まで勤務しており、所持している年金手帳には、「昭和 60 年 9 月 1 日資格喪失」と記載されている。

しかし、年金記録では資格喪失日が昭和 60 年 8 月 31 日となっているため厚生年金保険の加入期間が 1 か月間欠落している。申立期間について記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できるが、同事業所は既に廃業しており、また、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失手続がどのように行われたか明らかでない。

また、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 3 人全員の資格喪失日は、申立人の資格喪失日と同日の昭和 60 年 8 月 31 日となっており、同事業所の被保険者 22 人のうち 11 人は月末日で資格喪失し、月初日で資格喪失している者は一人のみであることが確認できることから、同事業所が月末日を資格喪失日として届け出たことがうかがえる。

さらに、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、同事業所での保険料の控除方法及び退職月の保険料控除について具体的に記憶している者はおらず、申立人について、退職月の給与から保険料を控除されていたと

考えられる資料や証言は得られなかった。

このほか、申立人が、申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。